

議案第 15 号

羽曳野市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

公共下水道の使用料の額を改定することにより、下水道事業の経営健全化を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市下水道条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市下水道条例(昭和63年羽曳野市条例第8号)の一部を次のように改正する。
別表中「698円」を「872円」に、「95円」を「118円」に、「114円」を「142円」に、「146円」を「182円」に、「190円」を「237円」に、「234円」を「292円」に、「266円」を「332円」に、「273円」を「341円」に、「20円」を「25円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の公共下水道の使用に係る使用料について適用し、同日前の公共下水道の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後に徴収する公共下水道の使用料の算定に当たり、その基礎となる公共下水道の使用期間のうち施行日が含まれる場合は、当該期間において各日均等に公共下水道を使用したものとみなして、施行日前の使用日数及び施行日以後の使用日数に応じ、それぞれ日割りにより算定する。この場合において、それぞれ算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

羽曳野市下水道条例 新旧対照表

新					旧				
別表 下水道使用料					別表 下水道使用料				
区分	基本料金		超過料金(1立方メートルにつき)		区分	基本料金		超過料金(1立方メートルにつき)	
	水量	使用料	水量	使用料		水量	使用料	水量	使用料
一般 用	8立方メートル まで	<u>872円</u>	9立方メートルから 10 立方メートルまで	<u>118円</u>	一般 用	8立方メートル まで	<u>698円</u>	9立方メートルから 10 立方メートルまで	<u>95円</u>
			11立方メートルから 20 立方メートルまで	<u>142円</u>				11立方メートルから 20 立方メートルまで	<u>114円</u>
			21立方メートルから 40 立方メートルまで	<u>182円</u>				21立方メートルから 40 立方メートルまで	<u>146円</u>
			41立方メートルから 100 立方メートルまで	<u>237円</u>				41立方メートルから 100 立方メートルまで	<u>190円</u>
			101立方メートルから 500立方メートルまで	<u>292円</u>				101立方メートルから 500立方メートルまで	<u>234円</u>
			501立方メートルから 1,000立方メートルまで	<u>332円</u>				501立方メートルから 1,000立方メートルまで	<u>266円</u>
			1,001立方メートル以上	<u>341円</u>				1,001立方メートル以上	<u>273円</u>
浴 場 用	1立方メートルにつき <u>25円</u>				浴 場 用	1立方メートルにつき <u>20円</u>			
備考 省略					備考 省略				